

総行行第273号
令和4年10月7日

各都道府県会計管理者
各都道府県契約担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市会計管理者
各指定都市契約担当局長 } 殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

競争入札において消費税の適格請求書等保存方式（インボイス
制度）に関する入札参加資格を定めることについて（通知）

令和5年10月1日から、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号。以下「新消費税法」という。）に基づく消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されるに当たって、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5又は第167条の5の2の規定に基づき、競争入札に参加する者に必要な資格として、新消費税法第2条第1項第7号の2に規定する適格請求書発行事業者であることを要件とする資格を定めることの可否について問い合わせがありましたので、参考のためお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、本通知の周知をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

問 地方公共団体が競争入札により契約を締結しようとする場合において、適格請求書発行事業者でない者（免税事業者等）を契約の相手方とすることが地方公共団体にとって不利益となることを理由に適格請求書発行事業者でない者を競争入札に参加させないことを要件とする入札参加資格を定めることができるか。

答 地方自治法施行令第167条の5の2の規定により、地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、「契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるとき」は、同令第167条の5第1項の規定に基づき競争入札に参加する者に必要な資格を有する者につき、更に、必要な資格を定めることができることとされている。

地方公共団体の競争入札において、適格請求書発行事業者でない者が契約の相手方となった場合に当該地方公共団体に課せられる消費税の負担が増加すること等の地方公共団体にとって不利益になることを理由として適格請求書発行事業者でない者を競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは、同令第167条の5の2に規定する「契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるとき」との要件に直ちに該当するものではないことから、適当ではないと考える。

また、同令第167条の5第1項の規定に基づき、適格請求書発行事業者であることを競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況に関する要件とする資格を定めることについても、同様に適当ではないと考える。